

はじめに

本書は、筆者が2016年3月に一橋大学大学院法学研究科に提出した博士論文を基礎とし、その後に発表した研究成果や法改正の動向等を反映させて再構成したものである。

博士論文の提出から本書の刊行までの間に、およそ10年の歳月が経過した。そのようなタイミングの中であえて上梓を決意した理由としては、第一に、2021年の少年法改正を契機として、本書のテーマである推知報道を取り巻く状況に大きな変化が生じていること、第二に、それに伴って推知報道に対する世の中の関心も再び高まりを見せていることが挙げられる。これらの変化に対応しつつ、博士論文で行った主張を改めて世に問い直すべく、本書では起訴後の特定少年に関する推知報道規制の解除（同法68条本文）の問題や2016年以降に出現した判例例への言及を加えているほか、博士論文提出後の研究成果を反映する形で特に第4章の大幅な改訂を行っている。

タイトルが示すとおり、本書の趣旨は少年法61条が定める推知報道への制約を正当化する論理を憲法学、特に子どもの成長発達権論の観点から追究することである。推知報道規制に対する違憲論の存在が示唆するように、本書が提示する結論は、おそらく多くの憲法学者の直観に反するものである可能性が高い。いうまでもなく、その1つの理由は憲法学が表現の自由に与える価値の高さに由来するものであるが、より根底的な理由としては、この表現の自由に対置される子どもの人権という発想それ自体に対する強固な抵抗感の存在が挙げられるように思われる。

「すべての人間が生まれながらに持つ権利」という定義に現れているように、人権という言葉は元来、その普遍性の標榜を最大の特徴としている。しかし、現在の憲法学の支配的見解は、この普遍的な人権の本来的な享有主体として「自律的個人」を想定する一方で、これに当てはまらない人びと——子どもはその典型である——を周辺化し、「自律的個人」と比較して能力的に劣った存在であることを理由に、彼（彼女）らに対する広範な人権制約を容易く承認す

る傾向にある。このようにして構築された人権理論が、果たして自ら標榜するほどに「普遍的」であるというかは疑わしい。人権が所期の目論見どおりに「普遍的」なものとなるためには、少なくとも「自律的個人」とそれ以外の人びととの間の構造的な格差を是正しうる代替的な解釈理論——能力への依存からの脱却を志向する関係的権利論はその一つである——を用意する必要があるのではないか。本書は、その実態はともかく「凶悪化」というレッテルを貼られた子どもの法的地位が、大人側の一方的な思惑により瞬間に転落（「保護の対象」から「自己責任の主体」へ）していく様を見せつけた2000年代初頭の少年法の厳罰化論議に深い関心（憤り？）を抱き、刑事法学を起点に法学を学び始めた筆者による、既存の人権理論に対するささやかな問題提起の書でもある。

本書が成るに当たっては、まず何よりも、法科大学院時代を含め、一橋大学大学院で指導教員を務めて下さった阪口正二郎先生に感謝申し上げたい。先生は、畑違いの分野から門戸をたたいた筆者に対して、修業年限をはるかに超える年月にわたり忍耐強く、そして優しくご指導くださった。先生から頂いたコメントの一つひとつが、今もお筆者の研究を支える大切な礎となっている。

次に、筆者の学部生時代の指導教員として本書のテーマの端緒をご示唆いただいた王雲海先生に御礼申し上げます。学部卒業から博士課程修了までの長きにわたり、別分野に進んだ筆者の歩みを穏やかに、そして温かいまなざしで見守ってくださった先生のお心遣いに、筆者は幾度となく救われた。

高田憲一弁護士からは、徳島での司法修習における指導担当弁護士としてご指導を賜ったばかりでなく、大学院への復学後においてもひとかたならぬご支援を数多く頂いた。大学院での研究生活は先生のご厚情なくして成り立つことはなかった。ここに改めて心より感謝申し上げます。

また本書は、ここにお名前を挙げて謝意を伝えることはできないものの、多くの方々との出会いと励ましに恵まれて世に出ることができた。とりわけ、筆者の現在の所属先である杏林大学においては、同僚の先生方より、大学教員としての生活を始めたばかりの不慣れな日々を温かく支えていただき、さらに大学院国際協力研究科から出版助成を受ける機会にも恵まれた。

本書の出版にあたり、法律文化社編集部の舟木和久氏には格別のご高配を

賜った。氏の懇切なご助言は、本書の学術的価値を少なからず高めるものとなった。この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

最後に、自らの病の苦しみよりも残される家族の行く末ばかりを憂心しつつ2002年12月に永眠した父・俊昭に本書を捧げるとともに、いかなる状況にあっても筆者の研究生生活を支え続けてくれている妻・朋恵、絶え間ない笑顔で家庭に光を添えてくれる娘・凧、そして遠方から絶えず研究生生活を見守ってくれている母・紀美子に心から謝意を表したい。

2026年 1月

大西 健司